

東日本大震災で被災された方への支援メニュー

東北地方太平洋沖地震による被災地に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等から、その他様々な生活支援をメニューにしています

令和3年7月修正版

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
住民票の写し等の各種証明書交付手数料の免除	市民課	①印鑑登録証の交付手数料（1件 200円）の免除 ②印鑑登録証明書の交付手数料（1枚 200円）の免除 ③住民票の写しの交付手数料（1枚 200円）の免除 など	・対象者：東日本大震災の被災地域から安城市に転入したもの ・証明書の枚数制限はなし	令和4年3月31日まで	その他証明書の交付手数料の減免措置につきましては市民課窓口までお問合せください。	市民課 証明係 0566-71-2221 【本庁舎1階】
火葬場・式場等の利用料の減免	市民課	安城市に在住・一時避難する被災された方がお亡くなりになった場合に、火葬場・式場等の使用料を減免します。	対象者：①か②に該当する方 ①愛知県受入被災者登録制度の対象者であり安城市で登録をしているが、安城市への転入手続をしていない方 ②安城市に一時避難しているが、愛知県受入被災者登録制度による安城市での登録及び安城市への転入手続をしていない方	令和4年3月31日まで		市民課 届出係 0566-71-2268 【本庁舎1階】
個人住民税の減免（住宅ローン減税の適用の特例）	市民税課	住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、引き続き、残存期間の継続適用を可能とする。	・震災当日まで居住していること ・年末調整で適用を受けていた方は引き続き、年末調整で控除を受けることができます。			市民税課 0566-71-2214 【北庁舎2階】
固定資産税・都市計画税の減免（被災代替住宅用地の特例）	資産税課	「被災代替住宅用地の特例」として、被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分について、取得後3年度分、当該土地は住宅用地とみなされます。（※） ※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減されます。	左の条件を充たす場合			資産税課 0566-71-2256 【北庁舎2階】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
固定資産税・都市計画税の減免 (被災代替家屋の特例)	資産税課	「被災代替家屋の特例」として、大震災による災害により滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和8年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1が減額されます。	左の条件を充たす場合			資産税課 0566-71-2215 【北庁舎2階】
介護保険料の減免	高齢福祉課	地震発生時、東日本大震災による被災区域に居住されていた方で被災された方は、介護保険料の減免が受けられます。	震災発生後に災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域から転入された方で以下のいずれかに該当する方 ① 住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方 ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ⑥ 東京電力福島原発事故に伴い、政府の避難指示(警戒区域)計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象になっている方 ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方	令和4年3月分まで		高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226 【北庁舎1階】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
介護保険利用者負担額の減免	高齢福祉課	地震発生時、東日本大震災による被災区域に居住されていた方で被災された方は、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。	震災発生後に災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域から転入された方で以下のいずれかに該当する方 ① 宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方 ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ⑥ 東京電力福島原発事故に伴い、政府の避難指示（警戒区域）計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象になっている方 ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方	令和4年2月28日まで		高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226 【北庁舎1階】
養育支援訪問事業における負担金の免除（保健師・保育士等による専門的相談支援、訪問介護員、子育て経験者等による家事・育児支援）	子育て支援課	養育支援、家事援助支援における利用者負担金の免除	大規模な災害その他やむを得ない事由にあり、これらの支援を必要とする状況にあると認められる世帯であること			子育て支援課 児童家庭係 0566-71-2272 【本庁舎1階】
国民年金保険料の免除・納付猶予	国民年金課	ご本人からの申請に基づく、国民年金保険料の免除又は納付猶予	対象者：東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方（対象市町村） 田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村（以上12市町村）	対象となる期間 免除・納付猶予：令和4年6月まで 学生納付特例：令和4年3月まで		国民年金課 年金係 0566-71-2231 【本庁舎1階】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
医療機関での窓口負担の免除	国保年金課	国民健康保険・後期高齢者医療における医療機関での一部負担金を免除	対象者：東日本大震災による以下の区域の被災者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医療に加入した方 帰還困難区域及び上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等(※2)の方	令和4年2月28日まで	(※1)基礎控除分を除いた所得の合算額が600万円を超える世帯 (※2) (a)平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難解除準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、(b)平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、(c)平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)、(d)平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、(e)令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の5つの区域等をいう。	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎1階】
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を国の示す基準に基づき減免	・対象者：東日本大震災による以下の区域の被災者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医療に加入した方 帰還困難区域及び上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等(※2)の方	令和3年度相当分の保険料(税)で、令和4年3月31日までに納期限が到来するものの金額	(※1)(※2) 同上	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎1階】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
新生児聴覚検査 1か月児健診 産婦健診 産婦歯科健康診 査ケア	健康 推 進 課	受診の際に必要な「新生児聴覚検査受診票」「乳児健康診査受診票」「産婦健康診査受診票」、「産婦歯科健康診査ケア受診票」を失くされた場合や被災地で交付されていない場合、被災地で償還払い対応ができない場合は、交付することができます。(母子健康手帳・身分証明できるものがあればご持参ください)。また、交換が必要な場合は、保健センターまでお問合せください。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住居票があり、安城市に居住される方 新生児聴覚検査は、生後1か月以内（なるべく生後7日以内）、1か月児健診は生後1か月以内、産婦健診は出産後2か月以内 産婦歯科健康診査ケアは出産後1年以内	実施機関にお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> ・「新生児聴覚検査受診票」「乳児健康診査受診票」「産婦健康診査受診票」、「産婦歯科健康診査ケア受診票」を実施機関に提出してください。 ・一部取り扱っていない実施機関があります。あらかじめご確認の上、お使いください。 （ただし、産婦歯科健康診査ケアは安城市内の指定実施機関に限る）	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
こんにちは赤ちゃん訪問	健康 推 進 課	<ul style="list-style-type: none"> ・生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのいる家庭を対象に日程調整の上、訪問します。 ・赤ちゃんとお母さんのご相談に応じます。 ・地域の子育て支援情報をお伝えします。 	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住居票があり、安城市に居住される方	出生届を提出していただいた後、保健センターにご連絡ください。		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
4か月児健診	健康 推 進 課	身体計測、診察、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住居票があり、安城市に居住する3か月半～6か月未満児	おおむね毎週水曜日 受付時間 13:15～14:00	保健センターにお申し込みください。 後日ご案内をお送りします。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
ゴックン教室	健康 推 進 課	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食開始から進め方についてのお話、つぶしがゆのデモンストレーション ・離乳食を始める前に「何を?」「量は?」「味付けは?」などの不安にお応えします。 	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住居票があり、安城市に居住するおおむね4～6か月児	月2～3回月、火曜日 （予約制） （保健センター） 受付時間①13:00～13:15 ②14:15～14:30 終了時間①14:00頃 ②15:15頃 （公民館・福祉センター） 受付時間 13:40～14:00 終了時間 14:45頃	会場：保健センター・作野公民館・桜井福祉センター	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
6～10か月児健診	健康推進課	受診の際に必要な「乳児健康診査受診票」を失くされた場合や被災地で交付されていない場合、被災地で償還払い対応ができない場合は、交付することができます。(母子健康手帳・身分証明できるものがあればご持参ください)。また、交換が必要な場合は、保健センターまでお問合せください。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住するおおむね6～10か月児	実施機関にお問合せください	・「乳児健康診査受診票」を実施機関に提出してください。 ・一部取り扱っていない実施機関があります。あらかじめご確認の上、お使いください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
カミカミ教室	健康推進課	・離乳食の進め方、3回食から離乳完了についてのお話 ・歯のお手入れについてのお話	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住するおおむね7～11か月児	月2～3回火、水曜日（予約制） 受付時間①9：40～10：00 ②13：10～13：30 終了時間①11：10頃 ②14：40頃 （公民館・福祉センター） 受付時間 13：40～14：00 終了時間 15：10頃	会場：保健センター・作野公民館・桜井福祉センター	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
スクスク子育て相談室	健康推進課	・健康・育児の相談、歯や栄養の相談を、保健師・歯科衛生士・管理栄養士が面接相談を行います。(要予約) ・身体測定のみは予約なしで、時間内に自由に測定できます。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住するおおむね4歳までの児	おおむね第2・4木曜日(要予約) 9:00～11:00		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
1歳6か月児健診	健康推進課	問診、歯科健診、身体計測、診察、フッ化物塗布（希望者のみ）、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する1歳6か月～2歳未満児	おおむね毎週金曜日 受付時間 13:00～14:00	保健センターにお申し込みください。 後日ご案内をお送りします。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
2歳児の歯科健診とフッ化物塗布	健康推進課	歯科健診、歯科相談、フッ化物塗布	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する2歳児	詳しくは市公式ウェブサイトまたは広報あんじょうをご確認ください。		健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
3歳児健診	健康推進課	問診、歯科健診、身体計測、診察、フッ化物塗布（希望者のみ）、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する3歳～4歳未満児	おおむね毎週木曜日 受付時間 13:00～14:00	保健センターにお申し込みください。 後日ご案内をお送りします。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
乳幼児相談	健康推進課	電話でお子さまのいろいろな相談に応じます。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 8:30～17:00	面接での相談を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
母子健康手帳の交付と妊婦相談	健康推進課	母子健康手帳を紛失された場合は再交付を行います。（身分証明できるものがあればご持参ください。） 母子健康手帳の交付をうけていない妊婦さんには交付を行います。（妊娠届出書と身分を証明できるものがあればご持参ください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 8:30～12:00	詳しくはお問合せください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
パパママ教室～えいよう編～	健康推進課	・対象者は、妊婦さんとその夫、サポートされるご家族等です。 ・妊娠中の食事についてのお話と調理のデモンストレーションの見学・試食を行います。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	おおむね水・土曜日（要予約） 受付時間 13:10～13:30 終了時間 15:30頃		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
パパママ教室～べんきょう編～	健康推進課	・対象者は、妊婦さんとその夫、サポートされるご家族等です。 ・赤ちゃん人形を使い新生児のお世話を体験したり、妊娠中に気をつけたい歯の管理や出産前後のこころの変化について学びます。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	年13回火・土曜日（要予約） 受付時間①9:00～9:15 ②10:45～11:00 終了時間①10:40頃 ②12:25頃		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
妊婦歯科健康診査	健康推進課	妊娠中の方で妊娠12週～31週の間1回歯科健診を無料でを行います。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	市内実施歯科医療機関に お問い合わせください。	体調の良い時に受診してください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
母乳（おっぱい）準備のふち講座	健康推進課	産後に向けて、授乳のポイント等について助産師が講義を行います。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される妊婦	おおむね第3水曜日（要予約） 受付時間 9:45～9:55 終了時間 11:00		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
妊産婦相談	健康推進課	電話や面接で、妊娠中、産後のいろいろな「どうしたらいいの?」「なんで?」のご相談に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が応じます。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 8:30～17:00	面接での相談を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
妊婦健康診査	健康推進課	受診の際に必要な「妊婦健康診査受診票」を失くされた場合や、被災地で償還払い対応ができない場合は、使用していない回数分だけ交付することができます。(母子健康手帳・身分証明できるものがあればご持参ください。)	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方。	実施機関にお問い合わせください。	・「妊婦健康診査受診票」を実施機関に提出してください。 ・一部取り扱っていない実施機関があります。あらかじめご確認の上、お使いください。 ・助産所受診分は、保健センターへ後日申請していただくと、受診にかかった費用が還付されます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
予防接種	健康推進課	市内実施医療機関では以下の予防接種が受けられます。 ロタウイルス、ヒブ、B型肝炎、小児の肺炎球菌、四種混合（三種混合、ポリオ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス、高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、新型コロナウイルスワクチン	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方		住民票がある市町村に事前に申請をしてください。	健康推進課 健康推進係 0566-76-1133 【保健センター】
保健相談	健康推進課	電話等で健康に関する相談に保健師、管理栄養士、歯科衛生士が応じます。	対象者：災害救助法の適用地に住民票があり、安城市に居住される方	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 8:30～17:00	面接での相談を希望される方は、事前に電話でご相談ください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
カラダいきいき栄養相談	健康推進課	フードモデルをボックスにのせると星の数で栄養の過不足がわかります。結果を基に管理栄養士がアドバイスします。	対象者：災害救助法の適用地に住民票があり、安城市に居住される方	月2回水曜日 Aコース 9:00～12:00 (予約制) Bコース 13:00～16:00 (予約不要)	Aコース じっくり相談したい方(1人1時間程度) Bコース 普段の食事を判定したい方(1人10分程度)	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
ヤング健診	健康推進課	・健診内容：血液検査、尿検査、身長、体重、腹囲、BMI、血圧 ・個人負担金 500 円が免除されます。受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで健診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20歳～39歳 ※住民票のある自治体の国民健康保険加入者、または社会保険の被扶養者	5月～翌年2月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
市民健康検診 (結核健康診断)	健康推進課	・検診内容：胸部エックス線撮影、診察、 血圧測定、尿検査（糖・蛋白・潜血・ウロ ビリノーゲン） ・料金：無料 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く） に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで健診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：65 歳以上 ※安城市国民健康保険、後期高齢者医療以外の健 康保険加入者	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
胃がん検診	健康推進課	・検診内容：胃部エックス線撮影 ・個人負担金 2,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く） に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関 胃部エックス線検査と胃 内視鏡検査のどちらかひ とつが受けられます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
		・検診内容：胃内視鏡検査 ・個人負担金 3,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く） に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：50 歳以上で奇数月生まれの方			
大腸がん検診	健康推進課	・検診内容：便潜血検査（2 日採便法） ・個人負担金 500 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く） に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
肺がん検診	健康推進課	・検診内容：胸部エックス線撮影※必要時、 喀痰細胞診追加 ・個人負担金 500 円（痰検査追加 500 円） が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く） に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
前立腺がん検診	健康推進課	・検診内容：血液検査（腫瘍マーカー P S A） ・個人負担金 500 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続 きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く） に住民票があり、安城市内に居住していて、職場 などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上の男性	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
子宮頸がん検診	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・検診内容：子宮頸部細胞診 ・個人負担金1,000円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20歳以上の女性 	4月～翌年3月（通年）	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
乳がん検診	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・検診内容：マンモグラフィ（乳房エックス線撮影） ・個人負担金1,000円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住している方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40歳以上の女性 	5月～翌年2月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
歯周病検診	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・検診内容：問診、口腔内検査 ・料金：無料 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住している方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20、30、40、45、50、55、60、65、70歳になる方 	5月～翌年2月	受診場所：市内実施歯科医療機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
就学援助費の支給	学校教育課	就学援助費の受給申請により給食費、新入学学用品費、学用品・通学用品費、修学旅行費の一部などを援助する。	対象者：被災により経済的に困りの小中学校の児童・生徒			学校教育課 学事係 0566-71-2254 【教育センター】
市営住宅の使用料の免除	建築課	市営住宅の住宅使用料、敷金の免除	東日本大震災で被災された方及び福島県の原子力災害に伴い、政府からの避難指示等が出されている次の対象市町村にお住まいの方【対象市町村：大熊町、双葉町、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村】		入居期間は3か月間（入居者の事情により、1年を限度として更新可能）	建築課 市営住宅係 0566-71-2240 【北庁舎3階】

項目	課	内容	条件等	期間・期日等	備考	問合せ窓口
リユース品の提供	ごみゼロ推進課	リユース品（家具及び食器等の小物類）を在庫の範囲で提供します ・原則として、1世帯に対し家具は同種のもは1個まで、食器類は世帯員数まで ・清掃事業所で申込が必要です ・ご自身で運搬手段を確保してください	東日本大震災等で被災された方で安城市内にお住まいの方 原子力災害対策特別処置法第15条第3項に基づき、避難指示が出されている地域にお住まいの方（福島第1原発から半径30キロメートル圏内の市町村にお住まいだった方を含む）		事前に電話でご相談ください	ごみゼロ推進課 ごみ減量係 0566-76-3053 【清掃事業所】